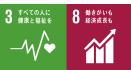
# 介護報酬の地域区分の見直し



今後の超高齢化社会を支える介護人材の確保を図っていくため、人件費の地域差の 反映の在り方について、中長期的に抜本的な見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容 -

### (1) 地域の実情を考慮した地域区分の見直し

- 介護保険創設以来、国家公務員に準拠している人件費の地域差の反映の在り方に ついて、中長期的に抜本的見直しを行われたい。
- 保険者が介護保険事業計画期ごとに、選択の範囲内で見直しができるようにされたい。
- 令和3年度改定見直し案のうち、
  - ・複数隣接に関して、4級地もの差がなければ見直し対象とならない点
  - ・人の往来が少ない県境でも機械的に隣接地域とする点について見直されたい。

#### 2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成 12 年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、 公務員の地域手当に準じて市町村ごとに 8 段階の地域区分を設定し、地域区分ごと の単価(10 円~11.4 円)を介護サービスごとの単位数に乗じて算定されている。
- 最低賃金は都道府県別に設定されているが、介護報酬の地域区分は市町村ごとの設 定であり、長年大きな見直しがなされないままとなっている。
- また、公務員の地域手当の設定がない地域については、平成27年度に一定のルールに沿って保険者が選択を行ったところである。しかし、一旦設定を行った後は介護保険事業計画の更新時であっても変更ができず、介護人材不足等の地域の実情の変化に応じて、柔軟に介護保険を運営するうえで支障が生じている。
- 12 月の介護給付費分科会で示された見直し案は、全部囲まれルールの適用がある 市町が再度地域区分の選択を検討できることとなり前進であるが、新しい複数隣接 ルールは4級地もの差がなければ適用されない点や、山あいで人の往来が少ない県 境についても機械的に隣接しているとみなされる点など、依然として不合理な面が ある。

## (本県の取組状況と課題)

### 介護保険事業計画期間ごとの地域区分の見直し

5級地(10%) 大津市、草津市

6級地(6%) 彦根市、守山市、栗東市、甲賀市

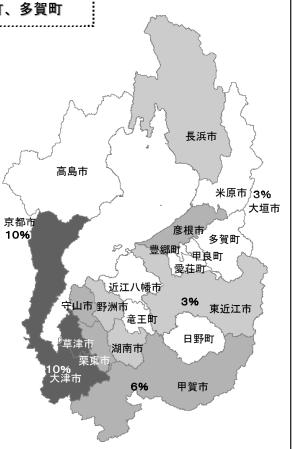
7 給地(3%) 長浜市、野洲市、湖南市、東近江市

給地なし 近江八幡市、米原市、高島市、日野町

(0%) 竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

○ 平成 27 年度介護報酬改定において、特例として、公務員の地域手当の設定がない地域(「級地なし(0%)」の地域)は、地域手当の設定のある地域と複数隣接している場合には、隣接地域区分のうち一番低い区分までの範囲内で適用級地の見直しが可能とされた。(複数隣接ルール)

○ 高島市、米原市、竜王町、日野町、多賀町 は複数隣接ルールにより3%を選択でき たが、平成27年度改定の際は選択せず、 平成30年度改定においては、再選択は認 められなかった。



担当:健康医療福祉部医療福祉推進課 企画係 TEL 077-528-3520